

## 国民健康保険青根診療所 令和6年4月からの診療体制について

国民健康保険青根診療所につきましては、令和5年2月以降、週1～2日（いずれも午前中のみ）の体制で診療を実施してきましたが、新たに医師を確保するとともに、「中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針」（令和6年2月策定）に基づき、同年4月から週3日の診療体制に充実しますので、お知らせします。

|      | 令和6年4月から<br>(変更後)                          | 令和6年3月まで<br>(変更前)                |
|------|--|----------------------------------|
| 診療日  | <u>月曜日・水曜日・金曜日</u><br>※祝日及び年末年始は休診         | 土曜日(毎週)・金曜日(月2回)<br>※祝日及び年末年始は休診 |
| 受付時間 | <u>午前8時30分～11時30分</u><br><u>午後1時～4時30分</u> | 午前8時30分～<br>11時30分               |

問合せ先

医療政策課 地域医療対策室

直通電話 042-769-9230